

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780003

研究課題名(和文) 日本近代法の台湾法に対する影響に関する法史学的研究 行政救済法を中心に

研究課題名(英文) A Study on the influence of the Japanese modern law on the Taiwanese law.

研究代表者

小野 博司 (ONO, Hiroshi)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：70460996

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、日本における西洋近代法の継受が、東アジアの国・地域の法に与えた影響を、国内外の一次資料を用いて明らかにすることにある。具体的には、1895年から1945年にかけて日本の統治下に置かれ、その後、近代法継受にあたって日本から影響を受けた中華民国に接收された台湾を対象に、行政救済法制分野における日本法の影響を分析する。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to consider the influence of the Japanese modern law from the late 19th century on the Taiwanese law. In this study, I focus on the administrative remedy system.

研究分野：日本近代法史

キーワード：近代法の継受 台湾 行政救済法制

1. 研究開始当初の背景

従来の日本近代法史研究は、「模範国」と呼ばれる西欧諸国の法が、日本における近代法の継受にどのような影響を与えたのかについての分析を中心的な課題とし、優れた成果を数多く発表してきた。しかし他方で、19世紀後半以降の日本における近代法継受が、(世界の)法の歴史において、どのような意義を有する出来事であったのかについては、これまであまり論じられることはなかった。本研究では、日本における西洋近代法の継受が、東アジアの国・地域の法に与えた影響を明らかにすることを通じて、上記の課題に応えることを目指した。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、日本における西洋近代法の継受が、東アジアの国・地域の法に与えた影響を、国内外の一次資料を用いて明らかにすることにある。具体的には、1895年から1945年にかけて日本の統治下に置かれ、その後、近代法継受にあたって日本から影響を受けた中華民国に接收された台湾を対象に、行政救済法制分野における日本法の影響を分析する。

3. 研究の方法

(1) 1922年3月に、台湾に訴願法が延長施行されるまでの経緯、及び延長施行された法の内容を国内外の一次資料を用いて明らかにする。また、台湾における法制の特徴を明らかにするために、台湾と同じく日本の統治下に置かれた朝鮮、また、傀儡国家であった満州国の行政救済法制に関しても、導入の経緯及び法の内容を明らかにする。

(2) 台湾における訴願審査は、法文上では、総督の直裁となっているが、実際には、諮問機関である訴願審査会(会長:総務長官)が判断を下していた。『台湾総督府府報』には、1923年から1943年にかけての約150件の裁決が掲載されており、これらを分析することによって、訴願法延長施行後の訴願審査の実態を明らかにする。

(3) 行政救済法制の導入・改革に関して、台湾において、誰(組織)によって、どのような議論が展開されていたのかを分析し、日本統治下の台湾において形成され始めた「法治主義」観の内容を明らかにしていく。主たる分析の対象となるのは、1910年代後半以降に台湾の言論空間の中心を担った近代的教育を受けた本島人エリートである。加えて、台湾との比較を試みるために、朝鮮においても

同時の問題を取り扱う。

(4) 1932年制定の中華民国行政訴訟法について、日本法、及び当時日本で進められていた改正作業での影響を中心に分析する。中華民国では、建国当初から日本法の摂取が積極的に進められたが、1920年代後半に開始された法制改革においてもまた同様の傾向が見られる。日本法の摂取は、日本への留学経験のある者、及び中華民国において公私にわたって活動していた日本人官吏・法曹・法学者によって行なわれたと考えられる。分析にあたっては、いかなる機関において、どのような経歴を有する者が起草に関与したのかとともに、どの日本法のいかなる部分が選択され受容されたのかを明らかにする。

4. 研究成果

(1) 本研究の第一の成果は、これまで明らかではなかった帝国日本の外地における行政救済法制の導入過程、及びその内容を、未公開の国内外の一次資料を利用しつつ明らかにした点である。特に、台湾に関しては、国史館台湾文献館所蔵の『台湾総督府公文類纂』や国立国会図書館憲政資料室所蔵「鈴木三郎閣係文書」等を用いて、1910年代前半から1922年3月の訴願法施行に至るまでの経緯を、内地政府・総督府間のやり取り、また、この問題に関心を持つ内地及び外地の弁護士運動を交えて明らかにするとともに、訴願審査会における訴願審査の実態も明らかにした(小野博司「日本弁護士協会台湾支部の法制改革運動 1910年代前半の内地人弁護士の「人流與跨境」を中心に」、『日本帝国與殖民地:人流與跨境』国際学術研討会会議資料(2014年)1-15頁、小野博司「台湾弁護士協会(1931-1935)に関する予備的研究:基本情報の整理を中心に」、『神戸法学雑誌』64巻2号(2014年)225-259頁、小野博司「植民地台湾における行政救済制度の成立 訴願法施行の経緯を中心に」、『神戸法学雑誌』63巻1号(2013年)71-139頁)、小野博司「日本弁護士協会台湾支部の法制改革運動 1910年代前半の内地人弁護士の「人流與跨境」を中心に」、『日本帝国與殖民地:人流與跨境』国際学術研討会(於中央研究院、2014年)、台湾以外の地域(朝鮮、満州国)に関しても、主に国内所蔵の一次資料を用いて、行政救済法制の導入(挫折)の経緯、及びその内容を明らかにした(小野博司「満州国の行政救済法制の性格に関する一試論 1937(康德4)年訴願手続法を中心に」、『神戸法学雑誌』64巻1号(2014年)17-70頁、小野博司「植民地朝鮮と行政救済制度」、『阪大法

学』63 卷 3・4 合併号(2013 年) 563-589 頁)。

(2) 中華民国の行政訴訟法制(訴願法)については、日本法(訴願法)の影響、及び満州国法(訴願手続法)への影響を分析し、明らかにした(小野博司「満州国の行政救済法制の性格に関する一試論 1937(康徳 4)年訴願手続法を中心に」『神戸法学雑誌』64 巻 1 号(2014 年) 17-70 頁)。1932 年の中華民国行政訴訟法の起草過程については、本研究期間内に国内外において収集した資料を基に、研究成果を公表する予定である。

(3) 本研究の出発点となった、19 世紀後半以降の日本における近代法の継受が、(世界の)法の歴史において、どのような意義を有する出来事であったのかという問いに関しては、現時点における見解(=東アジア近代法史)を明らかにした(小野博司「東アジア近代法史のための小論」『神戸法学年報』29 号(2015 年) 3-25 頁、小野博司「日本近代法史から東アジア近代法史へ 「日本」を例に 」21 世紀アジアにおける台湾法と日本法の協働に向けた対話(於国立政治大学、2014 年)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

小野 博司、東アジア近代法史のための小論、神戸法学年報、査読なし、29 号、2015、3-25

小野 博司、日本弁護士協会台湾支部の法制改革運動 1910 年代前半の内地人弁護士の「人流與跨境」を中心に、「日本帝国與殖民地：人流與跨境」国際学術研究会議資料、査読なし、2014、1-15

小野 博司、台湾弁護士協会(1931-1935)に関する予備的研究：基本情報の整理を中心に、神戸法学雑誌、査読なし、64 巻 2 号、2014、225-259

小野 博司、満州国の行政救済法制の性格に関する一試論 1937(康徳 4)年訴願手続法を中心に、神戸法学雑誌、査読なし、64 巻 1 号、2014、17-70

小野 博司、植民地朝鮮と行政救済制度、阪大法学、査読なし、63 巻 3・4 合併号、2013、563-589

小野 博司、植民地台湾における行政救済

制度の成立 訴願法施行の経緯を中心に、神戸法学雑誌、査読なし、63 巻 1 号、2013、71-139

[学会発表](計 2 件)

小野 博司、日本近代法史から東アジア近代法史へ 「日本」を例に、21 世紀アジアにおける台湾法と日本法の協働に向けた対話、於国立政治大学(中華民国)、2014

小野 博司、日本弁護士協会台湾支部の法制改革運動 1910 年代前半の内地人弁護士の「人流與跨境」を中心に、「日本帝国與殖民地：人流與跨境」国際学術研究会、於中央研究院(中華民国)、2014

[図書](計 0 件)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小野 博司(ONO, Hiroshi)
神戸大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：70460996

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：